

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案
新旧対照条文

目次

【第一条関係】	1
○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）	1
【第二条関係】	2
○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	4
【第三条関係】	5
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	6
○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）	7
【第四条関係】	8
○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）	8
○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）	9
○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）	10
○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）	11
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）	12
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）	13
○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）	14
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）	15
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）	16
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）	17
○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	18
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）	19
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）	20
○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）	21
【第五条関係】	22
○ 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）	22
○ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）	23

【第一条関係】

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土砂災害警戒区域の指定の基準）</p> <p>第二条 法第七条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 土石流 その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下であるものに限る。第七条第四号ハにおいて「溪流」という。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域であつて、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が二度以上のもの（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）</p> <p>三 （略）</p> <p>（土砂災害特別警戒区域の指定の基準）</p> <p>第三条 法第九条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。</p> <p>一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等）に応じて国土交通</p>	<p>（土砂災害警戒区域の指定の基準）</p> <p>第二条 法第六条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 土石流 その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下であるものに限る。第七条第四号ハにおいて「溪流」という。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域であつて、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が二度以上のもの（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）</p> <p>三 （略）</p> <p>（土砂災害特別警戒区域の指定の基準）</p> <p>第三条 法第八条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。</p> <p>一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等）に応じて国土交通</p>

大臣が定める方法により算出した数値とする。)が、通常の建築物が土石等の堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ(当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により力が当該通常の建築物の地上部分に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。)を上回る土地の区域

二 (略)

三 地滑り 次の要件を満たす土地の区域

イ (略)

ロ 地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であつて、当該地滑り区域及び一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影の全てが、特定境界線投影を当該水平面上において地滑り方向に六十メートル平行に移動したときにできる軌跡の範囲内にあるものであること。

(建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項)

第四条 法第九条第二項の政令で定める衝撃に関する事項は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 一三 (略)

(特定開発行為の制限の適用除外)

第五条 法第十条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(制限用途)

第六条 法第十条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

大臣が定める方法により算出した数値とする。)が、通常の建築物が土石等の堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ(当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により力が当該通常の建築物の地上部分に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。)を上回る土地の区域

二 (略)

三 地滑り 次の要件を満たす土地の区域

イ (略)

ロ 地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であつて、当該地滑り区域及び一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影のすべてが、特定境界線投影を当該水平面上において地滑り方向に六十メートル平行に移動したときにできる軌跡の範囲内にあるものであること。

(建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項)

第四条 法第八条第二項の政令で定める衝撃に関する事項は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 一三 (略)

(特定開発行為の制限の適用除外)

第五条 法第九条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(制限用途)

第六条 法第九条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(対策工事等の計画の技術的基準)

第七条 法第十二条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況)

第八条 法第二十八条第一項の政令で定める状況は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める状況とする。

一〇三 (略)

(緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要する自然現象)

第九条 法第二十九条第一項の政令で定める自然現象は、土石流及び河道閉塞による湛水とする。

(費用の補助)

第十条 法第三十三条の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、基礎調査に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

(緊急時の指示)

第十一条 法第三十五条の政令で定める事務は、法第七条第一項及び第三項から第五項まで、第九条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十六条第一項に規定する事務とする。

一〇三 (略)

(対策工事等の計画の技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況)

第八条 法第二十六条第一項の政令で定める状況は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める状況とする。

一〇三 (略)

(緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要する自然現象)

第九条 法第二十七条第一項の政令で定める自然現象は、土石流及び河道閉塞による湛水とする。

(費用の補助)

第十条 法第三十条の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、基礎調査に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

(緊急時の指示)

第十一条 法第三十二条の政令で定める事務は、法第六条第一項及び第三項から第五項まで、第八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十五条第一項に規定する事務とする。

○【第二条関係】
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法） 第八十条の三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土 砂災害特別警戒区域（以下この条及び第八十二条の五第八号において 「特別警戒区域」という。）内における居室を有する建築物の外壁及 び構造耐力上主要な部分（当該特別警戒区域の指定において都道府県 知事が同法第九条第二項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四 条の規定に基づき定めた土石等の高さ又は土石流の高さ（以下この条 及び第八十二条の五第八号において「土石等の高さ等」という。）以 下の部分であつて、当該特別警戒区域に係る同法第二条に規定する土 砂災害の発生原因となる自然現象（河道閉塞による湛水を除く。以下 この条及び第八十二条の五第八号において単に「自然現象」という。 ）により衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下この条及び第 八十二条の五第八号において「外壁等」という。）の構造は、自然現 象の種類、当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第九 条第二項及び同法第四条の規定に基づき定めた最大の力の大きさ又は 力の大きさ（以下この条及び第八十二条の五第八号において「最大の 力の大きさ等」という。）及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さが 土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大き さ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に依りて、当該自然現 象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないも のとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければな らない。ただし、土石等の高さ等以上の高さの門又は扉（当該構造方 法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣</p>	<p>（土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法） 第八十条の三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項に規定する土 砂災害特別警戒区域（以下この条及び第八十二条の五第八号において 「特別警戒区域」という。）内における居室を有する建築物の外壁及 び構造耐力上主要な部分（当該特別警戒区域の指定において都道府県 知事が同法第八條第二項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四 條の規定に基づき定めた土石等の高さ又は土石流の高さ（以下この条 及び第八十二条の五第八号において「土石等の高さ等」という。）以 下の部分であつて、当該特別警戒区域に係る同法第二条に規定する土 砂災害の発生原因となる自然現象（河道閉塞による湛水を除く。以下 この条及び第八十二条の五第八号において単に「自然現象」という。 ）により衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下この条及び第 八十二条の五第八号において「外壁等」という。）の構造は、自然現 象の種類、当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八 條第二項及び同法第四条の規定に基づき定めた最大の力の大きさ又は 力の大きさ（以下この条及び第八十二条の五第八号において「最大の 力の大きさ等」という。）及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さが 土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大き さ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に依りて、当該自然現 象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないも のとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければな らない。ただし、土石等の高さ等以上の高さの門又は扉（当該構造方 法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣</p>

が定めた構造方法を用いるものに限る。)が当該自然現象により当該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよう設けられている場合においては、この限りでない。

が定めた構造方法を用いるものに限る。)が当該自然現象により当該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよう設けられている場合においては、この限りでない。

【第三条関係】

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十二（略）</p> <p>二十二の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項及び第十七 条第一項の許可 二十三 二十七（略）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（ 昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 二十三（略）</p> <p>二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律第十条第一項及び第十七条第一項 二十四 三十七（略）</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十二（略）</p> <p>二十二の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項及び第十六 条第一項の許可 二十三 二十七（略）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（ 昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 二十三（略）</p> <p>二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律第九条第一項及び第十六条第一項 二十四 三十七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～二十六 （略） 二十六の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律（平成十二年法律第五十七号）<u>第十条第一項及び第十七 条第一項の許可</u> 二十七～三十一 （略）</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～二十六 （略） 二十六の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律（平成十二年法律第五十七号）<u>第九条第一項及び第十六 条第一項の許可</u> 二十七～三十一 （略）</p>

【第四条関係】

○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条</p> <p>十八〽三十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条</p> <p>十八〽三十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。 一～六（略） 七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条 八～十六（略） 2（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。 一～六（略） 七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条 八～十六（略） 2（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条</p> <p>十四〇三十（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条</p> <p>十四〇三十（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条</p> <p>十一〇十九（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条</p> <p>十一〇十九（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十五 （略） 十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条 十七～三十 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十五 （略） 十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条 十七～三十 （略） 2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一〜三十七 三十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条 三十九〜六十二（略） 2・3（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一〜三十七 三十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条 三十九〜六十二（略） 2・3（略）</p>

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条</p> <p>一八〇二十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条</p> <p>一八〇二十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条</p> <p>十六〇二十四（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条</p> <p>十六〇二十四（略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〜二十七 （略） 二十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条 二十九〜四十四 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〜二十七 （略） 二十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条 二十九〜四十四 （略） 2 （略）</p>

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～十 （略） 十一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条 十二～十八 （略） 2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～十 （略） 十一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条 十二～十八 （略） 2・3 （略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十五 （略） 十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条 十七～三十二 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十五 （略） 十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条 十七～三十二 （略） 2 （略）</p>

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十九条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇七（略） 八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条 九〇十五（略） 2（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十九条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇七（略） 八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条 九〇十五（略） 2（略）</p>

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条</p> <p>二〇三十一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条</p> <p>二〇三十一（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八 （略）</p> <p>十九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条</p> <p>二十～二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八 （略）</p> <p>十九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条</p> <p>二十～二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

【第五条関係】

○ 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等）</p> <p>第一条の三 法第十九条第一項第三号へに規定する政令で定める者は、第三号の二から第十一号までに掲げる者とし、同項第三号に規定する政令で定める使途に充てるため必要な長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める資金とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条の規定により作成され、若しくは変更された関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第二十六条第一項の規定による沖縄県知事の勧告に基づき住宅部分を有する家屋を移転し、又は除却する場合には、当該家屋の移転又は除却の際当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住している者 自ら居住し、又は他人に貸すために、当該関連事業計画の公表の日又は当該勧告の日から二年内に沖縄において行う当該家屋若しくは当該家屋の除却に係るこれに代わるべき家屋（以下これを「地すべり等関連住宅」という。）の移転若しくは建設又は当該地すべり等関連住宅の移転若しくは建設に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金</p> <p>七～十一 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等）</p> <p>第一条の三 法第十九条第一項第三号へに規定する政令で定める者は、第三号の二から第十一号までに掲げる者とし、同項第三号に規定する政令で定める使途に充てるため必要な長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める資金とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条の規定により作成され、若しくは変更された関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第二十五条第一項の規定による沖縄県知事の勧告に基づき住宅部分を有する家屋を移転し、又は除却する場合には、当該家屋の移転又は除却の際当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住している者 自ら居住し、又は他人に貸すために、当該関連事業計画の公表の日又は当該勧告の日から二年内に沖縄において行う当該家屋若しくは当該家屋の除却に係るこれに代わるべき家屋（以下これを「地すべり等関連住宅」という。）の移転若しくは建設又は当該地すべり等関連住宅の移転若しくは建設に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金</p> <p>七～十一 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合）</p> <p>第一条 独立行政法人住宅金融支援機構法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 住宅部分を有する建築物について次に掲げる法律の規定による除却の勧告を受けた場合</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）<u>第二十六条</u>第一項</p> <p>四 （略）</p> <p>（災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合）</p> <p>第二条 法第二条第五項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 住宅部分を有する建築物について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律<u>第二十六条</u>第一項の規定による移転の勧告を受けた場合</p> <p>四 （略）</p>	<p>（災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合）</p> <p>第一条 独立行政法人住宅金融支援機構法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 住宅部分を有する建築物について次に掲げる法律の規定による除却の勧告を受けた場合</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）<u>第二十五条</u>第一項</p> <p>四 （略）</p> <p>（災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合）</p> <p>第二条 法第二条第五項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 住宅部分を有する建築物について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律<u>第二十五条</u>第一項の規定による移転の勧告を受けた場合</p> <p>四 （略）</p>